

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第76回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021年9月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために、オーストラリアに対する投資を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。今回、2021年1月1日より既存の枠組みを大幅に変更する外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の部分をアップデートしました。アップデートされた「外国投資」の内容を[こちら](#)からご覧いただけます。

また、8月31日、加納弁護士が、「2021年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。



その他の注目のトピック

ビクトリア州の一般的な環境保護義務（環境法）

2021年7月1日、ビクトリア州では、Environment Protection Act 1970 (Vic) が廃止され、Environment Protection Act 2017 (Act 2017) によって新たな環境保護体制が導入されました。この Act 2017 がビクトリア州の中心的环境保護法令となりますが、今回の新たな環境保護体制において重要な点は、新しい一般環境義務（new general environmental duty）（GED）が規定されていることです。

GED は、Act 2017 の 25 条において、汚染や廃棄物によって人の健康や環境への危害のリスクを生じさせる可能性のある活動に従事する者は、合理的実行可能な限り、それらのリスクを最小化しなければならないと規定されています。

本稿では、GED の内容、その適用範囲、GED の違反行為に課される罰則、GED への対処方法などについて概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

職場でのメンタルヘルスの促進・支援（労働法）

本ウェビナーでは、難しい状況下で企業や従業員が職場でメンタルヘルスを促進・支援する方法について説明します。対象となるトピックは次のとおりです。

- COVID-19 パンデミックに起因するメンタルヘルスおよび適応耐性
- 従業員のメンタルヘルスに関するリスクを特定し、管理する方法
- 適応耐性を構築・維持し、メンタルヘルスをサポートする上で、管理者と従業員が果たす役割
- 従業員に大丈夫か尋ねることを含む、管理者が情報開示を管理するためのヒント
- 判例や労災の動向など、生じ得る法的問題

原文（英語・ウェビナー録画）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

COVID-19 ワクチン情報（COVID-19）

COVID-19 ワクチン接種の展開は、多くのワクチン使用の承認に加え、政府の COVID-19 ワクチン請求制度（COVID-19 Vaccines Claim Scheme）発表などにより、急速に進展しています。9 月初旬時点で、対象となるオーストラリア国民（16 歳以上）の約 35%が COVID-19 ワクチンの 2 回接種を受けています。

医薬品局（Therapeutic Goods Administration）（TGA）は、今年 6 月と 8 月、成人に対する新たな 2 つのワクチンに対して暫定的承認（Provisional Approval）を与え、7 月には、12 歳から 15 歳の個人に対するファイザー社の COVID-19 ワクチンも暫定的に承認しています。

本稿では、新しく暫定的承認を受けたワクチンの内容、TGA が検討中のワクチン、ワクチンのモニタリング方法などについて概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

買収・合併等の審査制度の抜本的見直し（競争法）

オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）（ACCC）は、オーストラリアにおける市場支配力の増大・集中によって市場における健全な競争が阻害されることを懸念して、企業買収や合併といった企業統合取引を防止する ACCC の権限を著しく強化するため、以下のよう抜本的な改革を近時提案しました。

- 義務的届出制の導入
- 審査基準の再構築と立証責任の転換
- デジタルプラットフォーム対策

本稿では、それぞれの改革の内容について概説した後に、今後の展望について説明します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

プレリリースされた最近のディールのご紹介

三菱地所様による One Sydney Harbour プロジェクトへの参画

三菱地所様が One Sydney Harbour Residences Two プロジェクトに参画するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

新生銀行様による Latitude Financial Group 株式取得

新生銀行様が Latitude Financial Group の株式 9.95%（3 億ドル）を取得するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント） （2020 年 10 月 20 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 10 月 20 日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント）」をテーマに講演（ジェットロ・シドニー事務所と共催）を行い、改正案第 2 段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

外国投資規制の変更（2020 年 8 月 25 日、9 月 17 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 8 月 25 日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 9 月 17 日に、ジェットロ・シドニー事務所主催の「ジェットロウェビナー：外資投資規制：改正案のポイントについて」において、同様のテーマで講演を行いました。

最近の出版物等

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト Jessica Lee
メール：jeslee@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com